

# 大分県の最低賃金が変わります

◇大分県最低賃金(地域別)は、

時間額 **715円**

に変わります!

◇平成28年10月1日から適用されます!

◇大分県最低賃金は、年齢に関係なく、正社員、パートタイマー、派遣労働者、学生アルバイト等を含め大分県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、産業によっては、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

◇事業主は、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

◇最低賃金には次の手当は算入されません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

③時間外・休日・深夜労働割増賃金

②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

## 最低賃金に関する問い合わせ先

大分労働局労働基準部賃金室	TEL: 097-536-3215
大分労働基準監督署	TEL: 097-535-1511
中津労働基準監督署	TEL: 0979-22-2720
佐伯労働基準監督署	TEL: 0972-22-3421
日田労働基準監督署	TEL: 0973-22-6191
豊後大野労働基準監督署	TEL: 0974-22-0153